

身延町一般告示 第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（案）及び目標地図（案）を次のとおり告示し、縦覧に供する。

なお、地域農業経営基盤強化促進計画（案）及び目標地図（案）に意見のある利害関係人は、縦覧期間が完了する日までに、身延町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8年 7月 2日

身延町長 望 月 幹 也

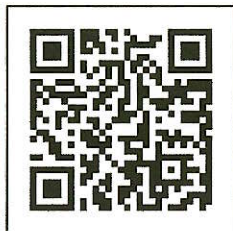


1 縦覧場所

身延町ホームページ

<https://www.town.minobu.lg.jp/page/1491.html>

【QRコード】※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 縦覧期間

令和8年7月3日（金）午前9時00分

から同年7月16日（木）午後5時00分まで

3 意見書の提出方法

意見書は所定の書面（ホームページ上に掲載）にて行うこととし、提出は持参もしくはEメールによるものとする。

持参については、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、日曜日及び土曜日、祝日を除く。

なお、地域計画（案）及び目標地図（案）以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の提出先

持参：〒409-3392 南巨摩郡身延町切石350 身延町役場産業課

Eメール：sangyo@town.minobu.lg.jp